

秋田県公報

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二三四・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による医療機関の指定(二三五・福祉政策課)……………1

- 保安林予定森林の指定通知(二三六・森林整備課)……………2

- 人事委員会公告
- 平成二十年度秋田県職員採用試験公告……………3
- 平成二十年度警察官採用試験公告……………5

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(税務課)……………2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………2
- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………2
- 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(由利地域振興局農林部)……………3
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(三四)……………3
- 人事委員会規則
- 人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………3

秋田県告示第二百三十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年五月十六日
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
能代市常盤診療所	能代市長	能代市常盤字町辺九十六番地	平成二十年二月二十九日
おおがたむら調剤薬局	代表取締役 小柳 強	南秋田郡大潟村字中央一―五	平成二十年二月二十九日
加賀谷皮膚科医院	加賀谷 永	横手市中央町六番三号	平成二十年三月三十一日
木村医院	木村 勉	横手市本町十一十	平成二十年三月三十一日
横手市大森町坂部診療所	横手市長	横手市大森町坂部字開百十二番地の三	平成二十年三月三十一日

秋田県告示第二百三十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
しぶやこまちクリニック	渋谷 守重	由利本荘市赤沼下四百三十四番地一	婦人科、内科	平成二十年四月一日
能代市常盤診療所	能代市長	能代市常盤字上本郷百五十八番地	内科、消化器科	平成二十年三月一日

なら歯科医院	奈良 仁 文	鹿角市十和田大湯字川原の湯十三一九	歯科	平成二十年四月一日
さはら歯科クリニック	佐 原 健 司	由利本荘市中梵天百番地	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成二十年四月二十一日
わかば薬局 上小阿仁店	株式会社 富士バイオメディックス 代表取締役社長	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一	調剤薬局	平成二十年四月一日
ふしみ薬局	株式会社 エス・ファーマシー	由利本荘市島海町伏見字久保十三一六	調剤薬局	平成二十年三月一日

秋田県告示第二百三十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所
山本郡三種町下岩川字添畑沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (5) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに三種町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）第十一条の規定に基づき公示する。

平成二十年五月十六日

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県税務総合システム改修業務委託
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
総務企画部税務課 秋田市山王四丁目一番一号
 - 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十年三月二十七日
 - 四 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社秋田支店 秋田市旭北錦町五番五十号
 - 五 随意契約に係る契約金額
改修業務一時間につき四千七百二十五円
年間予定額一億四千二百二十六万六千二百四十円
 - 六 随意契約の理由
特例政令第十条第一項第二号に掲げる理由による。
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十年五月十六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 申請のあつた年月日
平成二十年五月二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地球環境教育指導協会
 - 三 代表者の氏名
子 吉 和 典
 - 四 主たる事務所の所在地
秋田市広面字野添六十六番地
 - 五 定款に記載された目的

- この法人はスポーツ及びダイビング関連組織による連携のもと、身近で安全な水辺活動としてのスノーケリング及び潜水の指導を通し海に恵まれた我が国（全県海）における近代的な健全余暇活動並びに生涯学習としての普及と定着を図ると共に地球自然環境保全の大切さを教育指導する。
- 定款の変更内容
役員の変更に
定数の変更
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市上新城土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十年五月十六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 退任理事の住所及び氏名
 - 秋田市上新城湯の里字家の前二十一番地 佐藤金一郎
 - 〃 上新城小又字田中十三番地 佐藤 重博
 - 〃 上新城五十丁字大村屋敷三十四番地の一 長坂 一二
 - 〃 上新城保多野字山鼻三十番地 三浦 喜悦
 - 〃 上新城五十丁字小林百五番地の二 石井 市男
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 中嶋 久治
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 中嶋 勇夫
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐藤 信夫
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 鈴木 勲
 - 二 就任理事の住所及び氏名
 - 秋田市上新城五十丁字大村屋敷三十四番地の一 長坂 一二
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐藤 重博
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 泉 勲
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 鈴木 太郎
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 鈴木 太郎
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 鈴木 太郎
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 鈴木 太郎
 - 〃 〃 〃 〃 〃 〃 鈴木 太郎

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十四号

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十年五月十六日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
公職選挙法執行規程の一部を改正する規程
公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

Table with 2 columns: Old address (大館市ケアハウスほ) and New address (大館市十二所字大水口四番地四)

- List of land improvement projects (土地改良法) with details on location, area, and responsible parties.

人事委員会規則

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年五月十六日
秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則
「部長、課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐」を「部長、課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐」に改め、「会計管理者、課長」の下に、「課長補佐」を加え、「教育次長、課長、主幹、課長補佐」を「教育次長、課長、主幹、課長補佐」に改め、同表大館市出先機関の項中

Table showing organizational changes across various departments like Health Center, Hospital, and Education.

人事委員会公告

人事委員会規則4-5(職員の内用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成20年5月16日
秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政A	7	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
行政B	2	
行政C (職務経験者)	1	
薬剤師	3	知事部局の課又はその地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
化学	1	
農学(一般)	2	
林学	1	
総合土木	4	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
建築	2	
警察事務	6	

- 3 給与
初任給は、平成20年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表(二)2級1号給(月額178,200円)、その他の職種は行政職給料表1級25号給(月額172,200円)が支給される。なお、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、経歴その他の事項を勘案の上決定される。ただし、採用日から平成22年3月31日までの期間の給料は、給料月額2%を減額して支給される。
このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

支給される。

- 4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- (1) 行政A、行政B、化学、農学(一般)、林学、総合土木、建築、警察事務

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

イ 昭和62年4月2日以降に生まれた者であつて、大学(短期大学を除く。)を卒業したものの若しくは平成21年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

- (2) 行政C(職務経験者)

次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できる。ただし、現に秋田県職員である者は受験できない。

ア 昭和49年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者

イ 民間企業等における職務経験年数(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。)としての職務経験年数を除く。)が5年以上ある者(受験申込期日までに5年に達する者を含む。)

- (3) 薬剤師

(1)のア、イのいずれかの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成20年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

- 5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験

ア 実施日
平成20年6月29日(日)

- イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

- ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Iを行う。ただし、「行政C(職務経験者)」及び「薬剤師」は専門試験を行わず、「行政B」は専門試験に代えて論文試験IIを行う。

「行政C(職務経験者)」を除いて、ある一定レベル以上の英語資格を有する受験者に対し加點を行う。また、論文試験Iの評価は第2次試験で行う。

- エ 合格者の発表

平成20年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- (2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成20年7月28日(月)及び
平成20年8月中旬から下旬

- イ 場所 秋田市

- ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

- (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

- (4) 最終合格者の発表

平成20年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- 6 採用の方法及び予定時期

- (1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得見込みのものが平成20年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師免許を取得できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。

- (2) 予定時期

平成21年4月以降

- 7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(フトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

- (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成20年5月16日(金)から同年6月2日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申請の場合は、同年5月26日(月)の午後5時までとする。
なお、郵送による申込みは、平成20年6月2日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成20年5月16日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A I 警察官A(語学・北京語) 警察官A(語学・ロシア語) 女性警察官A	秋田県人事委員会
警察官A II	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁

警察官A I	20		
警察官A II	50	2	3
警察官A (語学・北京語)	卒業	1	
警察官A (語学・ロシア語)	程度	1	
女性警察官A		4	

※ 警察官A IIの受験者は、第2志望まで選択できる。

ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成20年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級21号給	197,200円

ただし、採用日から平成22年3月31日までの期間の給料は、給料月額の2%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
			ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年9月30日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者

警察官A I	秋田県	昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性	ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者 エ 人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
--------	-----	------------------------------	--

	秋田県	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性	
--	-----	------------------------------	--

	千葉県	昭和50年4月2日以降に生まれた男性	
--	-----	--------------------	--

警察官A II	神奈川県	昭和53年4月2日以降に生まれた男性	
---------	------	--------------------	--

	警視庁	昭和53年7月14日から昭和62年4月1日までに生まれた男性	
--	-----	--------------------------------	--

警察官A (語学・北京語) (語学・ロシア語)	秋田県	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性	
-------------------------------	-----	------------------------------	--

女性警察官A	秋田県	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた女性	
--------	-----	------------------------------	--

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となること

ができない者は、受験できない。
5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成20年 7月12日(土)	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝平台9-2)	体力検査
平成20年 7月13日(日)	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜字守沢46-1)	大学卒業程度の学力を問う 教養試験、論文試験及び専門試験(専門試験については、警察官A(語学)のみ)

イ 合格者の発表

(ア) 警察官A I、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合

平成20年7月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合

平成20年9月上旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

(ア) 警察官A I、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
平成20年8月1日(金)及び
平成20年8月上旬

(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合

平成20年10月上旬
イ 場所 秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官A I、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査及び会話能力試験(会話能力試験については警察官A(語学)のみ)を行う。

(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ア) 警察官A I、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語学・ロシア語)、女性警察官A及び警察官A IIで志望が秋田県の場合
平成20年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官A IIで志望が秋田県以外の場合
平成20年11月下旬から12月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官A I、警察官A II、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語学・ロシア語)及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登録され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者の中から採用者を決定する。

なお、警察官A Iで平成20年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官A II、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語学・ロシア語)及び女性警察官Aで平成21年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

警察官A I
平成20年10月1日
警察官A II、警察官A(語学・北京語)、警察官A(語

学・ロシア語)及び女性警察官A

平成21年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課若しくは県内の各警察署に持参又は警察本部警務課に郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成20年5月16日(金)から同年6月9日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申請の場合は、同年6月2日(月)の午後5時までとする。

なお、郵送による申込みは、平成20年6月9日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

発行者 秋 田 県

秋田県庁五丁目一線一〇号

編集長 一田三千六百五十七(梁弘)

印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(018)521-1111 FAX(018)521-1112
E-mail:matsubarainatsu@natsubarainatsu.co.jp
秋田県山王七丁目五番二十九号
松原 肇